

# 支援策活用ガイド

～ 経営の発展に役立つ支援策を準備しています！～



平成22年度予算において準備している各種支援策のうち、認定農業者の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

## 【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省・地方農政局・地方農政事務所の「水田・畑作経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)か、都道府県・地域担い手育成総合支援協議会(県・市町村・JA)に、お気軽にお問い合わせください。

# 目次

ページ

## 経営の安定

1 水田を有効活用し、経営を安定させたい

1

2 土地利用型作物経営を安定させたい

2

3 産地づくりを進めたい

3

4 野菜経営を安定させたい

4

5 農地の規模拡大を円滑に進めたい

5

## 規模の拡大

6 農地をまとめて使いやすくしたい

5

7 耕作放棄地を活用したい

6

## 新たな分野への進出

8 農業生産だけでなく、加工・販売等にも取り組みたい

6

## 人材の確保

9 新たな人材を確保したい

7

10 就農希望者を雇いたい

7

## 経営の継承

11 経営を次の世代に引き継ぎたい

8

12 子どもの就農を支援したい

9

## 経営の立て直し

13 資金繰りに困っている

10

## 機械・施設の導入

14 機械・施設の導入コストを下げたい

11

## 基盤整備

1 5 農地等の基盤整備をしたい

1 2

1 6 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい

1 2

1 7 基盤整備と併せて規模拡大したい

1 2

1 8 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい

1 3

## 資金の確保

1 9 低利な融資を受けたい

1 3

2 0 できるだけ早く資金を借りたい

1 4

2 1 資金を借りたいが、担保や保証人が不安

1 4

2 2 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい

1 4

## 1 水田を有効活用し、経営を安定させたい

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として  
自給率向上のための戦略作物等への直接助成  
自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成  
を内容とする戸別所得補償モデル対策を実施します。

### 水田利活用自給力向上事業

#### 支援内容

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

#### < 交付単価等 >

##### 戦略作物

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ・ 麦、大豆、飼料作物             | 35,000円 / 10a |
| ・ 米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲 | 80,000円 / 10a |
| ・ そば、なたね、加工用米           | 20,000円 / 10a |

その他作物：都道府県単位で作物ごとに単価を設定

二毛作(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ)：15,000円 / 10a

従来対策に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、必要に応じて交付単価の調整を行う激変緩和措置を講じます。

米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象となります。

### 米戸別所得補償モデル事業

#### 支援内容

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

#### < 交付単価等 >

- ・ 標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分として、10a当たり15,000円を助成します。(定額部分)
- ・ 当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付金を助成します。(変動部分)

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるものが助成対象となります。また、交付対象面積は、主食用米の作付面積から一律10a控除して算定します。

< 事業名：戸別所得補償モデル対策 >

【お問い合わせ先】最寄りの地域水田農業推進協議会、地方農政局・農政事務所  
(加入申請受付期間：H22/4/1～H22/6/30)

## 2 土地利用型作物経営を安定させたい

水田・畑作経営所得安定対策に加入するためには、認定農業者で経営面積が原則4ha(北海道10ha)以上である必要がありますが、農地が少ない場合や複合経営の場合等の特例も設けています。これらに該当しない方でも、地域の担い手と市町村が認めた方は加入できます。

### 収入減少影響緩和対策

**支援内容** 米の販売価格の下落等で収入が減少した場合には、収入減少の9割を補てんします。

米・麦・大豆等の品目ごとの平均収入（標準的収入）と当年産収入の差額を合計した結果、減収している場合には、その減収額の9割について、加入者と国による拋出金の範囲内で補てん金が受けられます。

（注）米戸別所得補償モデル事業（米のモデル事業）に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除して収入減少影響緩和対策の補てん額を算定します。

### 生産条件不利補正対策

**支援内容** 販売収入だけでは生産コストを賄うことのできない麦・大豆等を対象に、生産コストと販売収入の差を補てんします。

<過去の生産実績に基づく交付金（固定払）>

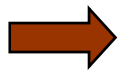
16年～18年の過去3年間の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産実績に応じて、市町村別の交付単価による交付金が受けられます。

<毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）>

毎年の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産量・品質に応じて、全国一律の交付金単価による交付金が受けられます（小麦1等Aランクの場合、60kg当たり2,110円など）。

<事業名：水田・畑作経営所得安定対策>

【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所（加入申請受付期間：H22/4/1～H22/6/30）



## 作付拡大条件不利補正交付金

### 支援内容

水田・畑作経営所得安定対策の固定払（過去の生産実績に基づく支払）の助成対象とならない19年産以降の麦・大豆等の作付拡大面積に応じて、固定払相当額を助成します。

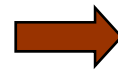
#### < 交付単価 >

・小麦	27,600円 /10a
・二条大麦	20,900円 /10a
・六条大麦	18,200円 /10a
・はだか麦	23,600円 /10a
・大豆	20,200円 /10a
・てん菜	27,600円 /10a
・でん粉原料用 ばれいしょ	27,600円 /10a

< 事業名：作付拡大条件不利補正交付金 >

【お問い合わせ先】最寄りの地域水田農業推進協議会、または担い手育成総合支援協議会

## 3 産地づくりを進めたい



産地の収益力向上や国産農産物の安定供給を図る取組を支援します。

### 支援内容

産地自らが収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

< 事業名：産地収益力向上支援事業 >

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

### 支援内容

国産農産物の安定供給を図るため、生産・経営・流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

< 事業名：強い農業づくり交付金 >

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

## 4 野菜経営を安定させたい

野菜の価格が低落した時に、補てんが受けられます。

### 支援内容

指定産地において、指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、安定的・継続的生産者の育成・確保状況等に応じて、補てん金を受けることができます。

- ・ 保証基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする。）との差額の70～90%を生産者に補てんします。
- ・ 価格低落時の野菜経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保がしやすくなります。

### 指定野菜（14品目）

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

<事業名：指定野菜価格安定対策事業>  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局



## 規模の拡大

### 5 農地の規模拡大を円滑に進めたい

農地の利用調整に関する相談に応じます。

#### 支援内容

農地の規模拡大をしたい者等から農地の取得等の申出があった場合、農業委員会が、農地のあっせん等の農地の利用調整活動を行います。  
(このような農業委員会の活動を国が支援しています)

また、農業者等の皆様が、農地に関することで困ったことがあった場合には、相談に応じます。

<事業名: 農地制度実施円滑化事業費補助金>  
【お問い合わせ先】最寄りの農業委員会

### 6 農地をまとめて使いやすくしたい

農地をまとめる活動を支援します。

#### 支援内容

農地利用集積円滑化事業により6年以上の利用権が設定された農地の面積に応じて交付金(2万円/10a)が、農地利用集積円滑化団体(市町村、市町村公社、農協等)に交付されます。

交付金は、農地利用集積円滑化団体の判断により、農地の貸し手・借り手の取組参加に対する奨励金にも活用できます。

また、農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な小規模基盤整備(畦畔除去等)、特定農業法人の農業資材購入等の経費を助成します。

<事業名: 農地利用集積事業> 【お問い合わせ先】最寄りの市町村、農協

農地保有合理化法人が仲介して農地の買入れや借入れを支援します。

#### 支援内容

農地保有合理化法人からの農地の買入れや借入れにより面的にまとめて集積できます。また、農地取得による規模拡大に必要な機械購入や施設整備の資金を無利子で借りられます。農業生産法人であれば出資を受けることもできます。

農地は一定期間借りた後に買うこともできます。また、農地の買入代金の支払いは分割払いもできます。

<事業名: 担い手支援農地保有合理化事業> 【お問い合わせ先】最寄りの農業委員会

## 7 耕作放棄地を活用したい

耕作放棄地の再生・利用のための活動を支援します。

### 支援内容

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農道、農業用機械・施設等）の整備等を総合的に支援します。

#### <支援例>

##### 再生利用活動

- ・再生作業：荒廃の程度に応じ3万円/10aまたは5万円/10a、荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う場合、経費の1/2（沖縄は2/3）
- ・土壌改良：2.5万円/10a×最大2年間
- ・作物作付：2.5万円/10a×1年間（水田を除く。）

##### 施設等補完整備

- ・用排水施設、農道、農業用機械・施設等の整備に対して経費の1/2（沖縄は2/3）（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した耕作放棄地に限る）

<事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策>【お問い合わせ先】最寄りの地域耕作放棄地対策協議会又は市町村

## 新たな分野への進出

## 8 農業生産だけでなく、加工・販売等にも取り組みたい

農業法人等が行う農業サイド主導の6次産業化を支援します。

### 支援内容

農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売など、農業サイド主導の経営の6次産業化に取り組む場合に必要な加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します。

#### 支援対象の例

- 1 生産のみを行っていた法人の新たな販売施設の整備を支援
- 2 1の整備に伴い、自らが生産量を拡大するために必要となる農業用機械の導入を支援
- 3 1の整備に伴い、当該法人に原材料供給を行う他の法人の農業用機械の導入を支援

<事業名：農業主導型6次産業化整備事業>  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

## 9 新たな人材を確保したい

➡ 農業法人などによる合同会社説明会を開催します。

### 支援内容

全国及び各都道府県に設置する就農相談窓口に求人情報を登録していたら、就農希望者に求人情報を提供します。

また、従業員を募集している農業者等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会を開催します。

<事業名:農の雇用事業>

【お問い合わせ先】全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php> (TEL:03-6910-1126)

または各都道府県の農業会議

## 10 就農希望者を雇いたい

➡ 新規就農者を雇用する農業者を支援します。

### 支援内容

雇用予定の新規就農者の適性を確認できるよう、雇用前に短期間の就農体験の実施を支援します。(就業体験の実施に対し、2万円を助成)

また、農業者が、就農希望者を雇用した後に、実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、研修に要する経費(最大で月9万7千円)を最長12ヵ月間助成します。

研修実施に対する助成金を受けるためには、就農希望者を正社員として雇用し、保険(雇用・労災)に加入することなどの要件を満たす必要があります。

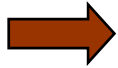
<事業名:農の雇用事業>

【お問い合わせ先】全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議



## 1.1 経営を次の世代に引き継ぎたい



後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に継承できるよう支援します。

### 支援内容

意欲ある就農希望者に経営を引き継ぐことを希望する場合に、継承を希望する者の紹介や農業経営の引継ぎに必要な経費の一部について助成します。

- ・ 経営を移譲する農業者が、経営を継承する者に対して、経営ノウハウを引き継ぐための研修を実施する場合、研修に要する経費（最大月額9万7千円、最長12ヶ月間）を助成します。
- ・ 地元の行政、農業委員会、普及組織等によるサポート体制を構築し、円滑な継承を支援します。

<事業名:農の雇用事業>

【お問い合わせ先】全国農業会議所 <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php> (TEL:03-6910-1126)  
または各都道府県の農業会議

## 12 子どもの就農を支援したい

就農に必要な資金を無利子で融資又は助成します。

### 支援内容

#### 就農研修資金

農家子弟が農業の技術、経営方法を習得するための研修に必要な資金を融資します。(貸付限度額200万円)

#### 就農施設等資金

農家子弟が独立する時や親の経営を継ぐ時に必要となる機械・施設の購入等に必要な資金を融資します。(農業法人から独立して就農する場合も対象となります。)(貸付限度額3,700万円)

#### 就農準備資金

農家子弟が独立する際、住居の移転、資格の取得等就農の準備に必要な資金を融資します。(貸付限度額200万円)

就農計画を作成し、都道府県知事から認定(認定就農者)を受けることが必要です。

償還期間(うち据置期間)

- ・就農研修資金、就農準備資金：青年12年以内(4年以内)、青年以外7年以内(2年以内)
- ・就農施設等資金：12年以内(5年以内)

< 資金名：就農支援資金 >

【お問い合わせ先】最寄りの都道府県、普及指導センター、青年農業者等育成センター

【パンフレット】[http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_kasituke/syunou\\_shikin/pdf/s\\_leaflet\\_2010.pdf](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kasituke/syunou_shikin/pdf/s_leaflet_2010.pdf)

### 支援内容

#### 経営体育成交付金(新規就農者補助事業)

農家子弟が独立する時や親の経営を継ぐ時に、自らの経営で使う農業機械や施設等を導入する際に経費の一部(上限400万円、補助率1/2以内)を助成します。

就農計画を作成し、都道府県知事から認定(認定就農者)を受けることが必要です。

< 事業名：経営体育成交付金(新規就農者補助事業) >

【お問い合わせ先】最寄りの市町村

【ホームページ】[http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou\\_taisaku/k\\_keiei\\_kohukin/](http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/k_keiei_kohukin/)

### 13 資金繰りに困っている

➡ 経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資します。

#### 支援内容

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、簿記記帳を行っている場合は、300万円を下限に経営規模に応じて、年間経営費の3カ月分又は粗収益の3カ月分に相当する額のいずれか低い額を限度に融資します。（簿記記帳を行っていない場合は300万円）  
償還期限（据置期間）は、10年以内（3年以内）です。

以下のような状況にある場合に利用できます。

- ・ 災害（台風、冷害、干ばつ、地震等）の被害を受けた
- ・ BSEや鳥インフルエンザ等が発生し、家畜の殺処分や移動制限を受けた
- ・ 燃油や飼料等の高騰により一時的に経営が悪化している

< 資金名：農林漁業セーフティネット資金 >

【お問い合わせ先】最寄りの(株)日本政策金融公庫各支店

## 14 機械・施設の導入コストを下げたい

➡ 融資残の自己負担部分に対して助成します。

### 支援内容

主に融資を活用して、農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の10分の3までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の10分の3となる300万円の範囲内で助成します。

助成率は、整備費に占める融資率や経営体の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。

また、助成限度率は最大3 / 10となっています。

<事業名：経営体育成交付金（融資主体型補助）>  
【お問い合わせ先】最寄りの市町村



➡ リース料の一部を助成します。

### 支援内容

経営改善・発展を計画的に促進するために必要な農業機械等をリース方式により導入する場合に、リース料のうち物件購入相当の3 / 10以内を助成します。

例えば、総額700万円のトラクターを7年リース方式で導入する場合、年間100万円のリース料が最大で70万円になります。

<事業名：農畜産業機械等リース支援事業（経営体育成型）>  
【お問い合わせ先】最寄りの農政局、農政事務所  
事業実施主体を現在公募選定中ですので、決まり次第お知らせします

➡ 共同利用機械等の導入費の一部を補助します。

### 支援内容

経営規模の零細な農家が多くを占める地域等（経営体育成緊急地域）及び沖縄県において、意欲ある多様な経営体の育成に必要な農業用機械・施設等を導入する場合、最大1 / 2（機械は最大1 / 3、沖縄県は最大2 / 3）の補助を行います。

経営体育成緊急地域とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家が5割以上を占める地域等です。

<事業名：強い農業づくり交付金（特定地域経営支援整備）>  
【お問い合わせ先】最寄りの市町村

## 基盤整備

### 15 農地等の基盤整備をしたい

基盤整備に係る事業費の一部を補助します。

**支援内容** 都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となって基盤整備を行う場合、事業費の1/2について補助を行います。

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土等が対象となります。

< 事業名: 経営体育成基盤整備事業、畑地帯総合整備事業、農山漁村地域整備交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等 >  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

### 16 基盤整備に伴う経費負担を減らしたい

農家負担金を軽減します。

**支援内容** 水田・畑作経営所得安定対策に加入している認定農業者などの担い手の経営面積の集積増加率等が一定以上になることが見込まれる場合、土地改良事業等の農家負担金について、5/6を限度に無利子融資または当該年度の年償還金の利子相当額を助成します。

土地改良事業等の農家負担金が対象となります。

< 事業名: 土地改良負担金総合償還対策事業(水田・畑作経営所得安定対策等支援事業)、経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)、経営安定対策基盤整備緊急支援事業 >  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

### 17 基盤整備と併せて規模拡大したい

基盤整備を契機に、認定農業者などに農地を集積する場合に支援します。

**支援内容** 区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。また、認定農業者等に農地を集約するための土地利用調整に関する話し合いの経費や、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じ、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。

< 事業名: 経営体育成基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、水利区域内農地集積促進整備事業等 >  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

## 基盤整備

### 18 果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい

➡ 果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、園地整備などを行う場合に支援が受けられます。

**支援内容** 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、かん水施設設置等を行う場合に、事業費の1/2（一部定額）の範囲内で助成が受けられます。

- ・ 高収益が見込める優良品目・品種への改植・高接
- ・ 園地での作業の省力化を図り生産性を向上するための園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
- ・ 高品質果実の生産を図るための点滴かん水設備の設置

などが実施できます。

<事業名:果樹経営支援対策事業>  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局

## 資金の確保

### 19 低利な融資を受けたい

➡ 貸付当初5年間実質無利子で融資が受けられます。

**支援内容** 平成22年度に認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金の金利負担を、貸付当初5年間最大2%引き下げます。

平成22年4月21日現在の金利水準（償還期間に応じて0.85～1.7%）なら、国と地方公共団体の利子助成により、貸付当初5年間実質無利子で融資を受けることができます。資金は、農業用機械等の取得費などに使えます。

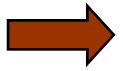
<資金名:スーパーL資金、農業近代化資金>  
【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

➡ チャレンジ性のある取組に対して無利子で融資が受けられます。

**支援内容** 農業改良資金について、創意と自主性を活かし新たにチャレンジする取組に対して、個人の場合は1,800万円まで無利子で融資します。

<資金名:農業改良資金>  
【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA等融資機関、都道府県、市町村、普及指導センター

## 20 できるだけ早く資金を借りたい



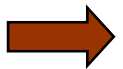
少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

### 支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証による融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

< 資金名: スーパーL資金、農業近代化資金 >  
【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫、JA、都道府県、市町村、普及指導センター

## 21 資金を借りたいが、担保や保証人が不安



経営状況等を審査した上で、一定額まで無担保・無保証で融通します。

### 支援内容

スーパーL資金について、認定農業者の経営能力や経営状況等を積極的に審査して、個人の場合2,000万円まで無担保・無保証で融通します。

< 資金名: スーパーL資金(円滑化融資制度) >  
【お問い合わせ先】最寄りの日本政策金融公庫

## 22 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい



水田・畑作経営所得安定対策の交付金等を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る者を税制面から支援します。

### 支援内容

農業経営改善計画等に従って、対象の交付金等を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを利用して農地等を取得した場合等には、税制上の特例措置が受けられます。

交付金等は、原則、所得課税の対象となりますが、この特例を利用して準備金(内部留保)や農業用固定資産の取得等に充てると課税が繰り延べられます。

この特例の適用を受けるためには、青色申告により確定申告を行う必要があります。また、確定申告書には、農林水産大臣の証明書等の添付が必要となります。

< 事業名: 農業経営基盤強化準備金制度 >  
【お問い合わせ先】最寄りの地方農政局・農政事務所



# 農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

## [対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

## [内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ

新規事業の紹介

事業活用に向けたワンポイント・アドバイス

よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

## [配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

([http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n\\_mailmaga/index.html](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html))

## 「支援策相談窓口」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

### 都道府県

### 担い手協議会

### 地方農政局・農政事務所農政安心ダイヤル

都道府県名	事務局等連絡先	電話番号	名 称	電話番号
北海道	北海道農業会議	011-281-6761	北海道農政事務所	011-642-5462
青森県	青森県農業会議	017-774-8580	青森農政事務所	017-777-3512
岩手県	岩手県農業会議	019-626-8545	岩手農政事務所	019-624-1125
宮城県	宮城県農業会議	022-275-9164	東北農政局	022-221-6241
秋田県	秋田県農業会議	018-860-3540	秋田農政事務所	018-862-5720
山形県	山形県農業担い手支援センター	023-641-1117	山形農政事務所	023-622-7247
福島県	福島県農業会議	024-524-1201	福島農政事務所	024-534-4145
茨城県	茨城県農業会議	029-301-1236	茨城農政事務所	029-221-5501
栃木県	栃木県農業協同組合中央会	028-626-2272	栃木農政事務所	028-633-3314
群馬県	群馬県農業会議	027-280-6171	群馬農政事務所	027-221-1417
埼玉県	埼玉県農業会議	048-829-3481	関東農政局	048-740-0113
千葉県	千葉県農業会議	043-222-1703	千葉農政事務所	043-224-5617
東京都	東京都農業会議	03-3370-7145	東京農政事務所	03-3214-7321
神奈川県	神奈川県農業会議	045-201-8859	神奈川農政事務所	045-211-7175
山梨県	山梨県農業会議	055-228-6811	山梨農政事務所	055-226-6611
長野県	長野県農業会議	026-234-6871	長野農政事務所	026-233-2990
静岡県	静岡県農業会議	054-255-7934	静岡農政事務所	054-246-6121
新潟県	新潟県農業会議	025-223-2186	新潟農政事務所	025-228-5281
富山県	富山県農業会議	076-441-8961	富山農政事務所	076-441-9307
石川県	財団法人いしかわ農業人材機構	076-225-7621	北陸農政局	076-232-4343
福井県	福井県農業会議	0776-21-0010	福井農政事務所	0776-36-1790
岐阜県	岐阜県農業会議	058-268-2527	岐阜農政事務所	058-271-4044
愛知県	愛知県農業会議	052-962-2841	東海農政局	052-201-7271
三重県	三重県農業会議	059-213-2022	三重農政事務所	059-228-3151
滋賀県	滋賀県農業会議	077-523-2439	滋賀農政事務所	077-522-4273
京都府	京都府農業会議	075-441-3660	近畿農政局	075-414-9101
大阪府	大阪府農業会議	06-6941-2701	大阪農政事務所	06-6943-9691
兵庫県	兵庫県農業会議	078-361-8110	兵庫農政事務所	078-331-9951
奈良県	奈良県農業会議	0742-22-1101	奈良農政事務所	0742-23-2863
和歌山県	和歌山県農業会議	073-432-6114	和歌山農政事務所	073-436-3832
鳥取県	鳥取県農業会議	0857-20-8371	鳥取農政事務所	0857-22-3131
島根県	島根県農業会議	0852-22-4471	島根農政事務所	0852-25-4490
岡山県	岡山県農業共同組合中央会	086-234-6873	中国四国農政局	086-224-9414
広島県	広島県農業会議	082-545-4146	広島農政事務所	082-228-9483
山口県	山口県農業会議	083-933-0803	山口農政事務所	083-922-5405
徳島県	徳島県農業会議	088-621-3054	徳島農政事務所	088-622-6132
香川県	香川県農業会議	087-812-0810	香川農政事務所	087-831-8151
愛媛県	愛媛県農業会議	089-943-2800	愛媛農政事務所	089-932-1189
高知県	高知県農業会議	088-824-8555	高知農政事務所	088-872-0514
福岡県	(財)福岡県農業振興推進機構	092-716-8355	福岡農政事務所	092-281-9966
佐賀県	佐賀県農業会議	0952-23-7057	佐賀農政事務所	0952-23-3136
長崎県	長崎県農業会議	095-822-9647	長崎農政事務所	095-845-7132
熊本県	熊本県農業会議	096-384-3333	九州農政局	096-353-7628
大分県	大分県農業会議	097-532-4385	大分農政事務所	097-532-6148
宮崎県	宮崎県農業会議	0985-29-6333	宮崎農政事務所	0985-22-3184
鹿児島県	鹿児島県農業会議	099-286-5815	鹿児島農政事務所	099-226-8590
沖縄県	沖縄県農業会議	098-867-7385	沖縄総合事務局	098-866-1628